

議案第60号関連資料

明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

1 目的

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正(令和4年2月20日施行)が行われ、認定された長期優良住宅の建築計画については、特定行政庁の許可により容積率緩和の特例が受けられるようになりましたので、許可に関する審査手数料を新設するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る規定に、容積率緩和の特例許可申請手数料(160,000円)の追加と引用条項の整備を図ります。

3 近隣他市町の状況

兵庫県及び県内特定行政庁（明石市含む12市）とも同様の改正を実施していません。

4 施行期日

公布の日